

月別	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料(1号)	後期高齢者医療保険料	上下水道料	納期限
徴収区分	普通徴収	—	—	普通徴収	普通徴収	普通徴収	—	
4月								4月30日
5月		1期	全期				1期	6月1日
6月	1期			1期	1期			6月30日
7月		2期		2期	2期	1期	2期	7月31日
8月	2期			3期	3期	2期		8月31日
9月		3期		4期	4期	3期	3期	9月30日
10月	3期			5期	5期	4期		11月2日
11月		4期		6期	6期	5期	4期	11月30日
12月	4期			7期	7期	6期		12月25日
1月				8期	8期	7期	5期	2月1日
2月				9期	9期	8期		3月1日
3月							6期	3月31日

令和8年度の各種税・料の納期限は表の通りです。金融機関・コンビニ・スマホのキャッシュレスアプリなどでお支払いを願います。諸事情により納期限内に納めることが困難な場合は、早めに納税相談などを行ってください。また督促状や催告書が届いた場合は放っておかず早めに連絡・相談しましょう。

納付は便利な口座振替もできますのでご利用ください。申し込みは金融機関でお願いいたします。振替を希望する口座の通帳・届出印を持参し申し込みください。受付日から約2〜3か月後の納期から口座振替開始となります。すでに口座振替をご利用の方は、納期限前に残高の確認をお願いします。

国民年金  
のはなし

年金の請求について

【本庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805  
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934  
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

初めて年金を請求される方には、受給開始年齢になる誕生日のおよそ3か月前に、日本年金機構から緑色の大きな封筒が届きます。中には年金の請求書と説明書が入っています。請求書は早々と送付されますが、実際に請求書を提出できるのは、受給開始年齢の到達日（誕生日の前日）以降になります。また年

金記録や家族構成によって必要な書類が異なるので注意が必要です。老齢年金の請求は一生に一度で、すべての人にとって初めてのことです。年金記録や必要な書類など、あらかじめ確認することをおすすめします。

※受給開始年齢は誕生年度によって異なります

鹿屋年金事務所による出張年金相談 ※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
3月11日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅中央公民館 研修室	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。